年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和4年11月17日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 3件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 3件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 0件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200059 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200063 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月6日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月6日

請求期間について、A社本社に勤務し、賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録が漏れている。当該賞与の振込みが確認できる預金取引明細表を提出するので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、A社の事業主から提出された賞与支給明細書、同社の社会保険事務担当者の陳述及び請求者から提出された預金取引明細表(以下、併せて「賞与支給明細書等」という。)によると、請求者は、同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき厚生年金保険料を賞与から控除した事実が認められることが要件であるところ、賞与支給明細書等によると、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

2 一方、請求期間について、上述のとおり、請求者は、賞与支給明細書等により、158 万 6,950 円の賞与の支払を受けていたことが確認できることから、標準賞与額を 150 万円(上限額)に訂正し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200083 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200064 号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月25日の標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月25日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月25日

育児休業期間中である平成30年12月25日にA社から賞与が支払われていたが、賞与支払届の提出漏れにより年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、年金事務所が保管するA社から提出された賞与支給控除一覧表(支給年月日H30.12.25冬季賞与)及び請求者から提出された預金通帳(以下、併せて「賞与支給控除一覧表等」という。)により、請求者は、同社から 16万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(16万6,500円)の支払を受けていたことが確認できる。

一方、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当として保険給付の計算の基礎とならない記録となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2の規定に基づき、請求者の育児休業期間中(平成 30 年*月*日から令和元年*月*日までの期間)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、同規定において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が

属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間について、同法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与支給控除一覧表等において確認できる賞与額から 16 万 6,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2200085 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2200065 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 10 月 3 日から昭和 61 年 9 月 11 日に訂正し、昭和 61 年 9 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年9月11日から同年10月3日まで B社から同社のグループ会社であるA社に異動したが、請求期間における厚 生年金保険の記録がない。

請求期間の後の期間についても、グループ会社内で何度か異動はあったが、 厚生年金保険の記録は継続しているため、請求期間についても、給与から厚生 年金保険料は控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、請求者と一緒にB社からA社に異動したとする 同僚の陳述及び当該同僚から提出された辞令によると、請求者は、請求期間にお いてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者と同様にB社において昭和61年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、昭和61年10月3日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚から提出された給与支給明細表及びB社の事業を継承しているC社の事業主の陳述により、請求者の厚生年金保険料控除額は確認できないものの、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社に係る厚

生年金保険被保険者原票により確認できる昭和 61 年 10 月の資格取得時の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によると、A社は、昭和61年10月3日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていなかったところ、同社における被保険者の資格取得年月日の記録訂正に伴い、令和4年3月1日付けで厚生年金保険の新規適用年月日を昭和61年9月11日に訂正されている。また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、当時の事業主は死亡しているため、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得ることはできないものの、上述のとおり、同社は請求期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所(当時)は、請求者の昭和61年9月11日から同年10月3日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。